



令和3年 7月27日(火)
(2021年)

No. 15461 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆超スマート社会における知財戦略 (16) … (1)

超スマート社会における知財戦略 (16)

東京理科大学経営学研究所
教授 生越 由美

第2章 激変する知財戦略

第7節 スマホ訴訟後の米国の知財改革

(4) 米国商工会議所 (GIPC) の指摘事項

米国商工会議所 (GIPC) の傘下の「グローバルイノベーション政策センター (GIPC: Global Innovation Policy Center)」が「知的財産に関する報告書」と「指標としているランキング」を発表していることを説明した。この報告書の作成の考

え方と指標の種類、分析の対象となった国とその背景などを確認しよう。

特に、第一版は報告書の意義について触れているので詳細に説明する。

① GIPCの報告書 (第1版) ¹

2012年12月、「MEASURING MOMENTUM (勢いの計測)」というタイトルで第1版の報告書は発行された。残念ながらこの報告書では日

すべてはクライアントのために

All for Our Clients

住友特許事務所

所長 住友 慎太郎※ 弁理士 石原 幸信
弁理士 浦 重剛 弁理士 市田 哲
弁理士 苗村 潤※ (※ 特定侵害訴訟代理可)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6丁目1番1号 新大阪プライムタワー20F
TEL (06) 6302-1177(代) FAX (06) 6308-4126
E-mail : info@sumi-pat.com(代表) URL : <http://www.sumi-pat.com>

本は対象となっていない。このためか、ジェトロのニュースに取り上げられなかった。

第1版で対象となった国は、オーストラリア、中国、ロシア、ブラジル、インド、イギリス、カナダ、マレーシア、米国、チリ、メキシコの11か国である。

全76頁のうち、前半の30頁に開設と指標別の全体の結果が示されている。後半は、各国毎の分析となっている。

米国商工会議所が興味を持っている国が分かると共に、各国の知的財産制度を詳細に調査していることに驚かされる。

以下、報告書の流れに沿って、報告書の意義、対象国の選別の理由やカテゴリと指標が今までの研究成果の集大成であることなどを説明する。

a. 報告書の意義

GIPSのデビッド・ヒルシュマン社長兼最高経営責任者が報告書を作成し、発表する意義を述べている。

知的財産権はダイナミックな経済の原動力であり、21世紀のグローバル経済で競争するために、あらゆる形態や規模の企業やイノベーターが特許、商標、著作権の保証を求めていることと、強固な知的財産権政策を育てている国は、雇用の創出、継続的なイノベーション、公衆衛生、新技術へのアクセスを促進していると指摘している。

そして、米国政府がどのように環境を作るのか、どのようにクリエイターや発明家が成功するための勢い(モメンタム)を構築するのかと疑問を投げている。

このため、GIPCは「世界各国に適用可能な知的財産ロードマップ」の作成に着手したという。汎用性ある知的財産ロードマップとは壮大な計画だと思う。

具体的には、GIPCが国際知的財産指数(GIPC Index)を作成し、各国がどのような点で優れているのか、又は改善できるのかを学術的に厳密かつ実証的に評価する。

この指標は、政策立案者が自己評価するための建設的なツールとなる。また、GIPC指

数は企業が事業を海外展開する際の「最も貴重な取引資産の一つである知的財産に対するリスクを評価するための重要な指針」にもなる。

このことを要約では、

雇用のサプライチェーンの最下層に位置することを望む国はありません。知的財産を促進することは、国内のイノベーターやクリエイターを保護し、世界をリードする研究開発を誘致し、将来の高品質な雇用に創出・維持することを意味します。GIPC指数は、イノベーション、投資、雇用を原動力とするグローバル経済において、各国が競争に打ち勝つための明確で客観的なロードマップを提供します。

と表現している。

初版のGIPC国際知的財産指数(GIPC指数)は、成長と発展を促す知的財産環境を示す25の要素を特定し、それらの要素を地理的・発展的に多様な国のグループに適用した。その結果、企業や政策立案者が、革新的で創造的な経済の構築、経済成長の促進、投資の誘致に向けた国の勢いを測るために使用できる、厳密な統計ツールを作成した。

勢いを測る基準を維持することは、強固な知的財産権を育み、十分な情報に基づいた政策決定や投資判断を可能にするための重要な要素である。

第1版のGIPC指数は、世界の主要市場における知的財産環境に影響を与える広範な要因と分野に焦点を当て、透明性のある客観的なツールと証拠に基づいた知識を提供することを目的とした。その目的は、前年比で引き継ぐことのできるベンチマークを確立することにある。

GIPCは今後、サンプル国の数を増やし、本レポートに含まれる方法論とデータの見直しを行う予定であると発表した。第1版は、前回紹介した第9版よりも指標は少ない。今後どのように増えるかが意図と共に興味深

い。

b. 評価対象国

前述した評価対象となった11カ国のうち、合計点が50%以上の評価を得たのは、米国、英国、オーストラリア、カナダの4カ国のみだった。下位にはロシア、ブラジル、中国、インドがランクインしている。

米国はランキングのトップであるが、100点満点の国はない。つまりGIPC指数は、米国が知的財産権の保護と執行のためにもっとできることがある分野を指摘しているということだ。また、GIPC指数は、知的財産の価値を認識し、知的財産の盗難による被害に対処するために各国が行っている重要な取り組みにも焦点を当てている。

第1版の発表は、TPP協定(環太平洋パートナーシップ協定: Trans-Pacific Partnership Agreement)の交渉を行っている時だったのがタイムリーだった。

TPPは、2005年にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールによって署名された環太平洋戦略的経済連携協定(TPSEPまたはP4)の拡大として始まった。2008年からは、より広範な合意のための議論にオーストラリア、カナダ、日本、マレーシア、メキシコ、ペルー、米国、ベトナムなどの国々が追加で参加し、交渉国が12カ国となっていた時に当たる。

この中のオーストラリア、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、米国の6カ国が第1版の対象となった。TPPでは、適切な知的財産ルール策定の策定が不可欠であるから、強固な知的財産保護・執行システムを構成するために、自国の知的財産環境の強みと欠点を評価する手掛かりになる。

違う切り口で見ると、第1版は、市場規模、発展レベル、地理的条件の違いを考慮して、11カ国を選んだともいえる。11カ国のうち6カ国は、一人当たりの国民総所得で測ると、上位中所得国(ブラジル、チリ、中国、マレーシア、メキシコ、ロシア)である。低中所得国はインドだけである。比較のため

に4つの高所得国(オーストラリア、カナダ、英国、米国)が含まれている。

c. GIPC指標の経済学的な側面(脚注は報告書から転載)

過去10年間で、知的財産権の経済的なプラス効果と累積効果について、多くの実証研究が発表されている。特に、知的財産権の強化と経済発展、雇用創出、技術移転、投資やイノベーションの増加との間には、ポジティブな関係があることを示唆する証拠が増えている。

例えば、ParkとLippoldtは、経済協力開発機構(OECD)の研究において、世界貿易機関(WTO)の加盟国(知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)の加盟国)と非加盟国を比較し、全体的に知的財産権は「海外直接投資(FDI)」にプラスの影響を与える傾向があることを明らかにした²。

移行期間が認められているためにTRIPS協定をまだ実施していない可能性がある後発開発途上国を除いて、WTO加盟国は非加盟国よりもFDIの水準が高い。

OECDのCavazosらは、FDIだけでなく、研究開発(R&D)支出や技術移転についても調査し、国の知的財産環境の強さ(統計的指標に基づく)が1%変化すると、FDI流入が2.8%、サービス輸入が2%、国内R&Dが0.7%増加することを明らかにした³。

2006年、Légerは回帰分析を用いて、知的財産保護が発展途上国と先進国の両方において、イノベーションに最も影響を与える要因の1つであることを明らかにした⁴。

2011年、Phamは米国経済における知的財産集約型産業の経済的貢献度を調査し、これらの産業が米国の総経済生産の3分の1を生み出していることを明らかにした⁵。特に、バイオ医薬品、情報通信技術、クリーンエネルギーなどの特定のハイテク分野で特に顕著である⁶。

このように、知的財産権の強化と、経済発展、雇用創出、技術移転、投資・イノベーションの増加との間には、肯定的な関係があるこ

とを示唆する証拠が増えている。

このように、長年にわたり、学术界と国際的な政策立案コミュニティの両方で、数多くの知的財産権の指標や測定法が開発され、使用されてきた。経済学者、統計学者、社会科学者のいずれもが、ある国や地域の知的財産権保護制度の相対的または総合的な強さを測定してきた。

しかし知的財産権の経済的利益や、強固な知的財産保護システムの構成要素に関する知識は、国によって大きなギャップがある。これらのギャップには、「国内の知的財産環境」を構成するさまざまな要因の具体的な構成と重要性についての十分な情報がないこと、また、強固な国際基準に対して各国がどのような評価をしているか、また、各国間でどのような違いがあるか、などが含まれる。

d. GIPC指標の統計的・法的な側面(脚注は報告書から転載し、URLは筆者が追記した)

1980年代後半、ガドバウとリチャーズは7つの経済圏(アルゼンチン、ブラジル、インド、メキシコ、韓国、シンガポール、台湾)の国内の知的財産環境を調査し、著作権、特許、商標、半導体、チップデザイン、トレードシークレットの保護状況を調べた⁷。

この調査では、各国の立法・執行活動の分析に加え、各国政府の知的財産保護への取り組み方、主要貿易相手国からの外部圧力、ロビー団体からの政治的圧力、侵害の規模など、幅広い政策的要因を調査した⁸。

この結果は、知的財産権の国際比較を表すために、X軸に知的財産の構成要素、Y軸に7つの発展途上国を配置したマトリックスとして作成した。ガドバウとリチャーズの研究は、主に記述的な性質のものであった。

このマトリクスモデルは、調査対象国間の知的財産の違いを叙述的に説明するのに役立っているが、この研究は1回限りのものであり更新されていない。

1990年、Rapp and Rozek(この2人を「RR」と呼ぶ)は、157カ国の特許法に基づいて、IPシステムの最初の統計的クロスカントリー分

析を行った⁹。この分析では、米国商工会議所の知的財産タスクフォースが勧告した特許保護の最低基準(発明の範囲、審査手続き、保護期間、権利の譲渡性、強制実施権、侵害に対する効果的な執行など)に基づいて、各国の特許保護の強さを評価していた¹⁰。RR指数は、0から5までの尺度で評価された¹¹。一般に、RR指数は、国内法が米国商工会議所の提案した基準に適合している場合は5、知的財産権を保護する国内法がない場合は0と評価されている。

RR指数は、革新的なアプローチにもかかわらず、いくつかの限界があった。第1に、特許のみに焦点を当て、特許保護と知的財産権保護を本質的に同一視していた¹²。第2に、RR指数の序列指標は主観的になりがちであるため、例えば“不十分な保護法”を持つ国と“重大な欠陥を持つ法律”を持つ国との間の特許保護レベルの実際の違いを理解することが困難であった。第3に、RR指数は、知的財産権の事実上の執行と実施を考慮していない。言い換えれば、この指数は、デジュール上の法律のレベルに焦点を当てて知的財産権の強さを測定しており、個々の国における知的財産保護の現実を捉えようとはしていなかった。

1997年に発表されたGinarte and Park(GP)指数は、知的財産権の国際的な強さを測定するための最も広く使用され、受け入れられている基準である¹³。RappとRozekのアプローチを基に、より包括的で統計的に洗練されたGP指数は、知的財産権の測定のみを焦点を当てている。

特に、GP指数、1960年～1990年にかけて110カ国の特許権の国際的な強さを測定したもので、その後も拡張され、最新の更新は2005年まで行われている¹⁴。

この指数は、特許法の5つのカテゴリーに基づいて分類されていた。

- 1) 適用範囲の広さ
- 2) 国際特許協定への加盟
- 3) 保護喪失の規定
- 4) 強制力の規定

5) 保護期間

GP指数も0(最も弱い特許保護レベル)から5(最も高い特許保護レベル)の範囲であるが、その統計的な構築はRR指数よりも洗練されており、したがってより頑健である¹⁵。GP指数が区間尺度に基づいているため、各国の特許保護レベルの違いをより正確に比較できることに加え、GP指数は各国の特許制度の時系列的な変化を追跡することも可能だ。GP指数の発表当初は、7つの年(1960年、1965年、1970年、1975年、1980年、1985年、1990年)の特許制度を測定していた。また、GinarteとParkは、すべてのカテゴリーとすべてのサブカテゴリーに同じ重みを付けることで、指数の重み付けに対する感度の問題を解決した¹⁶。

GP指数は多くの点で知的財産権の測定に焦点を当てた研究の共通の基準となっている。例えば、Mahadevanvijaya and Park¹⁷、Park and Wagh¹⁸、Park and Lippoldt¹⁹の3つの研究では、GP指数を1995年、2000年、2005年のものに更新している。

しかし、GPインデックスは、その国の総合的な知財環境を示す指標としてよく用いられるが、特許のみに焦点を当てており、知財権の一形態に限定されている。また、GPインデックスは、日常的に適用されている効果的な特許保護のレベルを測定しようとするものでは無かった。

e. GIPC指標の調査と専門家による評価(脚注は報告書から転載)

上記した測定法や指標の大きな弱点の一つは「教科書的」なアプローチに基づいていることとGIPSは考えた。つまり、基本的には立法レベルのみを分析して知的財産保護の強さを測定するという手法である。しかし、このアプローチは有用だが、事実上の知的財産保護のレベルを測定することはできない²⁰。

もう一つのアプローチは、調査結果に基づいて、国際的な知的財産保護の強さを測定することである。これは、調査に基づいた指標が、実際の知的財産保護のレベルと、企業の

投資や技術移転の意思決定に与える影響との関連性について、より正確で「現場」に即した説明を提供することを前提とする。

また、調査に基づくアプローチは、「帳簿上²¹」では記録されていない知的財産保護の側面を捉えることができると思われる。最も重要な要因は、デジュールとデファクトの知的財産保護の違いである。

LeeとMansfieldは、1996年にこの種の最も注目すべき研究を行った²²。Mansfieldの先行研究²³に基づき、化学、輸送機器、電気機器、食品、金属、機械の6つの製造業に属する米国の企業100社を対象に調査を行った。

調査対象となった企業は、12の発展途上国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、インド、インドネシア、メキシコ、ナイジェリア、フィリピン、シンガポール、韓国、タイ、モロッコ)及び香港と台湾の経済圏において、知的財産保護のレベルを認識しているかどうかについて調査した。

この調査では、企業がある国への投資を決定する際に知的財産保護の影響を重視するかどうかは、その産業分野によって異なることが示唆された。例えば、化学分野の投資決定は、知的財産保護のレベルに最も敏感であることが分かった。

LeeとMansfieldによる研究の大きな強みは、多国籍企業の投資決定に対する知的財産保護の影響を現実的に説明していることである。弱点は、認識された知的財産保護のレベルが主観的であること。また、この調査では、どのような知的財産の構成要素を調査しているのかが不明瞭である。

Sherwoodによる1997年の研究では、調査に基づいた方法と、著者のコンサルタントとしての経験を組み合わせた²⁴。シャーウッドの指数は、保護のスコアに基づいており、最大の100からゼロまで下降する²⁵。シャーウッドは、主に自身の専門的な評価に基づいて、異なる保護カテゴリー(エンフォースメント=25、行政=10、実体法:著作権=12、特許=17、商標=9、営業秘密=15、生命体特

許=6、条約=6、公約=3)に重み付けを行った。また、エンフォースメントなどの各カテゴリーは、さらにサブカテゴリーに分けられていた。そして、エンフォースメントなどの各カテゴリーをさらに細分化し、各カテゴリーに弱点がある場合には、そのカテゴリーからポイントを差し引くというモデルを採用した。シャーウッドは18の発展途上国を調査した。シャーウッドのモデルは、国際的な知財環境を実際に測定するという点では、おそらく最も洞察的で包括的なものであったが、主観に基づくものであることに変わりはない。このことは、モデルを適用するための知識や基準がないため、このモデルを他の国に一貫して拡大することができないことも意味した。

f. カテゴリーと指標

GIPC指数は、これまでに紹介してきた指数の知見と経験をもとに、さらに一歩進んで、知的財産環境の測定に新たなアプローチを提供しようとするものである。

第一に、GIPC指数は、創造的で知識集約的な経済部門の主要な知的財産ニーズを測定する部門横断的な指数であるという点で、様々な意味で初めてのものである。

第二に、GIPC指数は、単一の知的財産保護形態に焦点を当てるのではなく、全体的な知的財産保護のレベルを分析している。

第三に、GIPC指数のかなりの部分は、個々の管轄区域において、知的財産権が実際にどのように執行され、適用されているかを測定している。

最後に、これまでの指数や調査とは異なり、GIPC指数はその手法と構造から、定期的な

更新が可能であり、サンプル国の数も容易に増やすことができる。その結果、GIPC指数は、その国の知的財産環境全体について、高度で詳細な評価を提供している。

5つのカテゴリー(表1)は、特許だけでなく、著作権や商標と共に、関連する権利と幅広に設定している。さらに、エンフォースメントや国際条約の加盟や批准状況も視野に入れている。

5つのカテゴリーはそれぞれ具体的なデータポイントに分かれており、合計25の指標がある。(表2)

g. 採点方法

各指標は0から1の間で採点され、GIPC指数の累積スコアは0から25の間となる。指標の採点は、二値、数値、混合の3つの方法で行う。

GP指数と同様に、一部の指標は二値化されている(ある国に特定のIP要素が存在しない場合は0、ある国に特定のIP要素が存在する場合は1となる)。ただし、医薬品関連の特許権の行使や解決のための仕組みを法律で定めていない国などでは、実際に同様の結果が得られた場合に、1ではなく0または0.5の評価を受けることがある。

独占期間を測定する指標は、数値で計算される。これは、各指標の実際の独占期間を標準的なベースラインで割ることによって行われる。

例えば、著作権の期間については、米国で提供されている95年を基準としている²⁶。したがって、このサブカテゴリーの数値計算式は、基本的な著作権期間のn年/95となる。著作権期間が95年の国は、この指標の得点が1

表1：GIPC指数：カテゴリー

カテゴリー1	特許、関連する権利、および制限
カテゴリー2	著作権、関連する権利、およびその制限
カテゴリー3	商標、関連する権利、およびその制限
カテゴリー4	エンフォースメント
カテゴリー5	国際条約の加盟および批准報告書のポイント

表2：GIPC指数：カテゴリーと指標

カテゴリー1 特許、関連する権利、およびその制限事項	
	1. 特許の保護期間
	2. コンピュータで実装された発明の特許性 ²⁶
	3. 医薬関連特許の執行と解決の仕組み
	4. 特許製品・技術の強制実施権の利用における公正性・透明性
	5. 医薬品の特許期間の延長
	6. 規制データ保護期間 ²⁷
	7. 企業秘密の保護
カテゴリー2 著作権、関連する権利、および制限事項	
	8. 著作権（および関連する権利）の保護期間
	9. 著作権および関連する権利の侵害を防ぐために必要な排他的権利を提供する法的措置（ウェブホスティング、ストリーミング、リンクを含む）
	10. オンライン海賊行為に対する協力を促進する枠組みの有無
	11. 著作権および関連する権利の制限および例外の範囲 12.
	12. デジタル著作権管理に関する法律
	13. 政府の ICT システムで使用される独自のソフトウェアはライセンスされたソフトウェアでなければならないとするポリシーおよびガイドラインの明確な実施。
カテゴリー3 商標、関連する権利、および制限事項	
	14. 商標の保護期間（更新期間） 15.
	15. 異なる製品のパッケージにおけるブランドの使用に関する無差別／無制限
カテゴリー4 施行	
	16. 物理的およびデジタル／オンラインでの偽造および海賊行為の割合
	17. 民事及び手続き上の救済措置
	18. 事前に設定された損害賠償額および／または著作権侵害によって生じた損害賠償額を決定するためのメカニズム
	19. 最低限の禁固刑および最低限の罰金を含む刑事上の基準
	20. 効果的な国境措置
カテゴリー5 国際条約の加盟と批准	
	21. WIPOインターネット条約
	22. 商標法に関するシンガポール条約
	23. 特許法条約
	24. 人工衛星により送信される番組割当信号の分配に関する条約（ブリュッセル条約）
	25. TRIPS加盟後に締結された、知的財産に関する章や知的財産権に関する個別規定など、実質的および／または具体的な知的財産規定を有するFTAが少なくとも1つあること。

となり、95年未満の国は、得点が1よりも小さくなる。

適切なベースラインがなく、ある指標の立法上または規制上の存在が、その実際の使用または適用を判断するのに十分でない場合、その指標の最終的なスコアは混合される。

スコアは、関連する法律がある場合は0.5、法律が適用されている場合は0.5となります。

企業秘密の保護のように、法律が制定されていなくても、その望ましい結果が実際に達成されていれば、適用について0.5点を取ることが可能な場合もある。

また、デジュールとデファクトが単一の要素として存在するのではなく、混合指標が2つの別の要素に分かれている例もいくつかある。

例えば、カテゴリー5「国際条約の加盟と批准」では、指標は署名と批准または加盟によって測定される。したがって、ある条約に署名している場合は0.5、その条約を批准または加盟している場合は0.5となる。また、効果的な国境保護を検証する指標(カテゴリー4: 施行)は、法制上および実務上、国が(1) 国境警備員に職権上の権限を与えているか、(2) 輸送中の潜在的な侵害物品を留置することができるか、という点で等分される。

h. レポートの活用

GIPC指数は、政策立案者や産業界のリーダーが、国全体の知的財産環境と、特定の市場における主要な知的財産の形態(特許、著作権、商標、権利行使、国際条約への加盟など)の両方を測定・比較するために使用できる統計ツールです。GIPC指数は、各国の知的財産状況の広範な調査とグラフ化に基づいた多面的なツールであり、さまざまな方法で利用することができます。

GIPC指数は、イノベーション、投資、雇用を原動力とするグローバル経済において、各国が競争するための明確で客観的なロードマップを提供する。

GIPCインデックスは、強みと弱みを評価することで、米国および外国の政策立案者が重点分野を特定し、革新的で創造的な産業を

支援し、より多くの投資を求め、経済発展を促進するような政策をさらに発展させるための思考を刺激するのに役立つ。これは、各国が中所得国から高所得国へと徐々に移行しようとする際に、特に重要な意味を持つ。

また、GIPC指数は、特定の市場に参入しようとする、あるいは事業を継続しようとする企業にとって、リスクのスナップショットとして利用することもできる。

つまり、GIPC指数は、市場規模や購買力、開発レベルの違いにかかわらず、2つ以上の国を総合的に、あるいは主要なIPカテゴリーごとにベンチマークする仕組みである。また、GIPC指数は、市場規模や購買力、開発レベルの違いにかかわらず、2つ以上の国を総合的に、または主要カテゴリーごとにベンチマークする仕組みである。統計的に比較することができるので有益である。

i. 各国の総合スコア

第1版の採点の総合スコアは、図1の通りである。

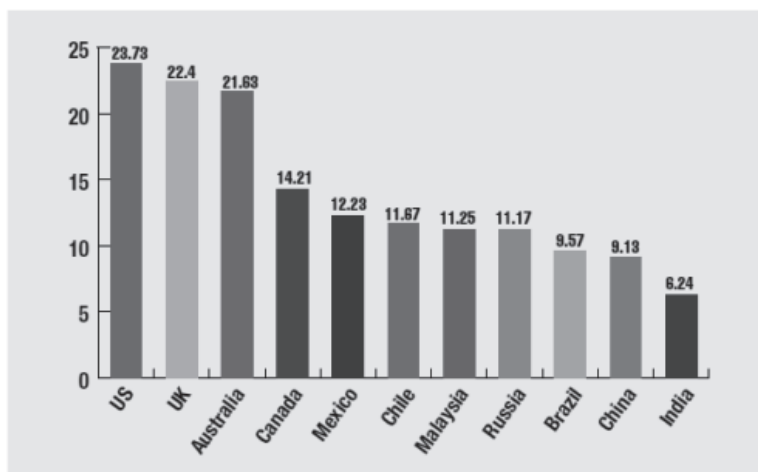
j. 主な調査結果

GIPC指標は、強固な知的財産環境の構築に向けたモメンタムと阻害要因の両方に焦点を当てている。

<知的財産の勢い>

成長を促し、雇用を創出し、イノベーター

図1：各国の総合スコア(第1版)



やクリエイターに報酬を与え、投資を呼び込む環境を促進するためには、すべての国が知的財産ルール近代化を進め、知的財産権の盗用を防ぐために必要な資源を投入する必要がある。昨年、多くの国が、効果的で透明性の高い知的財産権ルールを確保することで、知的財産権制度の改善に向けた一歩を踏み出した。

具体的には、

- ・カナダは、著作権制度近代化に向けた重要なステップを反映した著作権法の改正案を可決した。
- ・中国は現在、著作権法と司法指導の改正を検討しており、これが可決・実施されれば、中国の著作権環境にプラスの影響を与える可能性がある。
- ・マレーシアは、著作権および医薬品関連のIP保護を改善するために、法律および規制の変更を導入した。
- ・メキシコは、医薬品のデータ保護に関する規制を導入した。
- ・TPP協定の交渉は、すべての参加国のイノベーションと開発を促進するために、さらなるIPの改善を促進する機会となる。

<知的財産の後退>

しかし、知的財産に関する正しいルールを確保するだけでは十分ではない。知的財産のルールは実施され、施行されなければならない。昨年は、知的財産権の保護、実施、執行において、いくつかの挫折を経験しました。

具体的には、

- ・インドでは、抗がん剤に関する初の強制実施権が発行されたが、これは、イノベーションを促進し、知識集約型経済の構築に向けた道を歩み続けるというインドの姿勢を懸念させる。
- ・オーストラリアでは、簡易包装法が可決されたことにより、商標権の保護に関する不確実性が高まり、同国への投資が減少する可能性がある。
- ・ロシアの知的財産環境は、国際条約への参加レベルと知的財産規則や規制の事実上の

実施との間に明確なコントラストがあることが特徴である。

- ・中国の市場規模の大きさと知的財産権の盗用の範囲の大きさは、外国と中国の権利者の両方に利益をもたらすような中国での改善を促進する必要性を強調している。
 - ・米国は、知的財産権の行使に関して、英国の後塵を拝している。米国は、他の多くの国と同様に、知的財産権の盗用に対抗するための改善を継続する必要があります。IPエンフォースメントプログラムのための専用資金やリソースの増加などの分野でチャンスがある。
 - ・チリ、マレーシア、メキシコなどの中所得上位国は、いずれも「総合」カテゴリーの中位に位置している。注目すべきは、これらの3カ国はいずれもIPエンフォースメントシステムに重大な欠陥があり、それぞれの国がそのカテゴリーの総得点の50%以下しか獲得していないこと。このカテゴリーのスコアは50%以下である。
- k. 違法コピーと模倣品の測定

GIPC指数の指標16は、海賊行為と偽造行為の割合を測定している。この2つの要素を測定しようとする、いくつかの課題がある。

第一に、違法行為を正確に測定し、定量化することは本質的に困難である。推定値は、必然的に物理的な押収や調査などの変数に基づいて算出される。これは特にオンライン違法コピーの場合に当てはまる。

第二に、著作権侵害や偽造の割合に関する研究は、多くの場合、国別（1つの国または比較的少数の国のサンプルに焦点を当てる）か、国別ではなく世界規模で行われている。その結果、大規模な比較を実証的に行うのに十分なサンプル数で、違法コピーと偽造のレベルを測定して比較した研究は比較的少ない。

第三に、海賊行為や偽造行為の測定は不正確であるため、その経済的影響の推定値は、使用する方法やデータサンプルによって大きく異なる可能性がある。

これらの課題を克服し、物理的およびデジ

タル的な違法コピーおよび偽造品のレベルを最も幅広く、かつ経験的に比較可能な形で測定するために、GIPC指数は主にさまざまな情報源を使用している。

<まとめ>

第1版を読んで一番の成果は、カテゴリーや指標がどのような学術的な研究成果から導き出されたものかが分かったことである。今回は、これを踏まえて、GPISが米国政府に対して評価した内容などを検証する。

Energy: Bridging the Gap between Evidence and Policy, Geneva.

⁷ Gadbaw, R. M. and Richards, T. (Eds.) (1988) , Intellectual Property Rights: Global Consensus, Global Conflict? (Boulder, CO: Westview Press, 1988) .

⁸ Ibid., pp. 1-40, Table 1.6.

⁹ Rapp, R. and Rozek, R. (1990) , “Benefits and Costs of Intellectual Property Protection in Developing Countries,” *Journal of World Trade*, Vol. 24, pp.75-102.

¹⁰ United States Chamber of Commerce (1987) , Guidelines for Standards for the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (Washington, DC: U.S. Chamber of Commerce) .

¹¹ Rapp and Rozek (1990) , pp. 79-84.

¹² 1 For an analysis of the strengths and weaknesses of the RR index, see Primo Braga, C. and Fink, C. (1997), “The Relationship Between Intellectual Property Rights and Foreign Direct Investment,” prepared for the conference on Public-Private Initiatives After TRIPS: Designing a Global Agenda, organized by the Duke University School of Law (Brussels: July 16-19, 1997) , Appendix - Different Measures of IP rights Protection, <http://www.law.duke.edu/journals/djcil/articles/DJCIL9P163.HTM#H1N6>; Ostergard, R (2000) , “The Measurement of Intellectual Property Protection,” *Journal of International Business Studies*, Vol. 31, No. 2, pp. 349-360; Maskus, E. (2000) , *Intellectual Property Rights in the Global Economy* (Washington DC: Institute for International Economics) , pp. 94-95.

¹³ Ginarte, C. and Park, W. G. (1997) , “Determinants of Patent Rights: A Cross-National Study,” *Research Policy*, Vol. 26, pp. 283-301.

¹⁴ Park, W. G. (2008) , “International patent protection: 1960-2005,” *Research Policy* http://fs2.american.edu/wgp/www/res_policy08.pdf

¹⁵ Ibid., pp. 286-288. Each of the main categories of the GP patent index consists of subcategories that describe conditions that either exist or are absent in a country’ s patent environment. Each subcategory is therefore treated as a dummy variable (i.e., it is assigned either the value of 0 or a positive value) . It

¹ GIPCホームページ: GIPC International IP Index (First Edition, December 2012) https://www.valueingenuity.com/wp-content/uploads/2021/03/GIPC_IP_Index_Report_2012.pdf

² Park, W. G. and Lippoldt, D. (2003) , *The Impact of Trade-Related Intellectual Property Rights on Trade and Foreign Direct Investment in Developing Countries*, OECD publishing.

³ Cavazos, R. et al. (2010) , *Policy Complements to the Strengthening of IPRs in Developing Countries*, OECD Trade Policy Working Papers, No. 104, OECD Publishing.

⁴ Léger, A. (2006) , “Intellectual Property Rights and Innovation in Developing Countries: Evidence from Panel Data,” *Proceedings of the German Development Economics Conference*, Berlin.

⁵ Pham, N. D. (2011) , *Employment and Gross Output of Intellectual Property Companies in the United States* (Washington, DC: GIPC) .

⁶ For instance, see Economics and Statistics Administration & United States Patent and Trademark Office (2012) , *Intellectual Property and the U.S. Economy: Industries in Focus*, U.S. Department of Commerce 2012; Pugatch, M. P. and Chu, R. (2011) , “The strength of pharmaceutical IPRs vis- à -vis foreign direct investment in clinical research: Preliminary findings,” *Journal of Commercial Biotechnology*, Vol. 14, No. 4, pp. 308-318; European Patent Office and International Centre for Trade and Sustainable Development (2010) , *Patents and Clean*

could be 0, 1/3, or 1/7, but never 1. The subcategories sum up to 1. All subcategories are equally weighted. For example, the category “Enforcement” has three subcategories: (1) Preliminary injunctions, (2) Contributory infringement, and (3) Burden of proof reversal. Each category is assigned the value 1 if it exists in the patent environment of a given country, or the value 0 if it is absent in the patent environment of a given country. Since all subcategories have an equal weight, it follows that the numeric translation of the above is either 1/3 or 0. This, in turn, means that the category “Enforcement” can receive the values 0, 1/3, 2/3, or 1.

¹⁶ The authors conducted statistical sensitivity tests (Spearman Rand correlations) to observe the extent to which results would change if different weights were attached to different categories. They found that the levels of patent protection were not sensitive to the application of equal weighting of categories (maximum Spearman correlation >0.85), or in other words, there would be no significant difference in the index should categories be weighted differently. (Ibid., pp. 288–289.)

¹⁷ Mahadevanvijaya and Park, W. (1999), “Patent Rights Index: Update,” The Fraser Institute, http://oldfraser.lexi.net/publications/forum/1999/03/patent_protection.html. (リンク先：筆者追記)

¹⁸ Park, W. and Wagh, S. (2002), “Index of Patent Rights,” in *Economic Freedom of the World: 2002 Annual Report* (The Fraser Institute), pp.33–41.

¹⁹ Park, W. and Lippoldt, D. (2008), “Technology Transfer and the Economic Implications of the Strengthening of Intellectual Property Rights in Developing Countries,” *OECD Trade Policy Working Papers*, No. 62.

²⁰ Braga and Fink (1997), Appendix

²¹ Ibid

²² Lee, J. Y. and Mansfield, E. (1996), “Intellectual Property Protection and U.S. Foreign Direct Investment,” *Review of Economics and Statistics*, Vol. 87, No. 2, pp. 181–186

²³ Mansfield E. (1991), “Intellectual Property

Protection, Foreign Direct Investment, and Technology Transfer,” IFC Discussion Paper No.19, World Bank.

²⁴ Sherwood R. (1997), “Intellectual Property Systems and Investment Simulation: The Rating of Systems in Eighteen Developing Countries”, *IDEA* Vol. 37, No. 2, pp. 261–270.

²⁵ This score can actually be extended to 103, as Sherwood assigns additional points in some cases.

²⁶ 日本の著作権法は、法人の著作権は公開後70年、個人の著作権は死後70年である。

—つづく—

(15)は6月28日付に掲載

現代産業選書 知的財産実務シリーズ

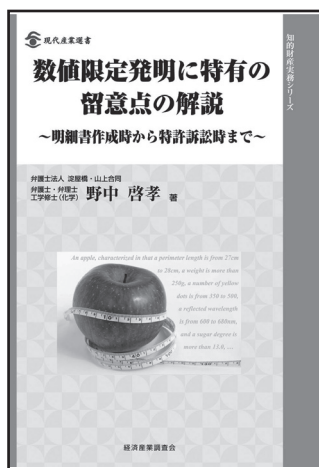
数値限定発明に 特有の留意点の解説

～明細書作成時から特許訴訟時まで～

米国弁護士・弁理士・工学修士(化学) 野中啓孝 (著)

数値限定発明の憂鬱を本書で解消できます!

テーマを数値限定発明に絞って、元エンジニアの特許弁護士が解説



A5判 220頁

定価 2,420円

(本体 2,200円 + 税 10%)

ISBN978-4-8065-3063-3

これまで、テーマを数値限定発明に絞って、明細書作成時から特許訴訟時まで一貫して体系的に整理した書籍はほとんどなかったように思われます。

本書は、筆者の元エンジニアであるキャリアや経験を踏まえて、企業の知財部で他社の数値限定発明特許の対策に苦慮されている方を主なターゲットとして、数値限定発明に特有の留意点を多くの裁判例を踏まえて解説し、適切な対処の取り方を説明したものであります。他にも数値限定発明の明細書を作成する立場や、自社の数値限定発明特許を行使する立場からも留意点を述べられております。

本書を活用して、有効性の高い手強い特許から、一見立派だが実体は弱点の多いハリボテのような特許まで、玉石混交である数値限定発明特許の本質を見抜く力が身に付けてください。

主要目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 進歩性
- 第3章 記載要件
- 第4章 権利行使
- 第5章 先使用の抗弁

- 第6章 創作物アプローチとパブリック・ドメインアプローチ
- 第7章 他社の数値限定発明特許への対応の仕方
- 第8章 数値限定発明に関する審査実務の国際比較
- 裁判例索引

●発行：一般財団法人 経済産業調査会

東京本部 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-8-9 TEL03(3535)4882 FAX03(3535)4884
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 TEL06(6941)8971 FAX06(6941)8992



@chosakai_info

刊行物・セミナー等の情報を発信中。

オンラインによるご注文も承っております。

経済産業調査会 刊行物

検索